

境内神社 渡會神社

例祭日 九月十日

會計法適用 明治四十一年九月十九日
指定年月日 縣令第八十二號

神饌幣帛料供進 明治四十一年四月八日
指定年月日 告示第百十六號
氏子戸數 百四十七戸
崇敬者員數 四千五百人

○石川縣能登國鹿島郡高階村大字西三階

郷社

藤原比古神社

祭神 天兒屋根命

本社は延喜式能登郡藤原比古神社とある社にして、神名帳考證に、素戔鳴命を祭る、按藤原作勝、播磨加都良乃命神社、阿波國勝古神社、珠洲郡加志良比古神社、倭名抄には能登郡加島と見え、また古事記には、速須佐之男命、白天照大神我心清明也、故我所生之子、得手弱女、因此言者自我勝云々とあり、當社の社記記録等今も傳はらざれば、其の創立等を明かにするを得ず、但能登名跡志に豊田の保六ヶ村の氏神にして社内八重一重櫻と云ふ名木あり、古來一郷の人民擧つて崇敬したる由なり、明治十四年四月郷社に列す。建物は本殿、拜殿、神饌所、神庫、手洗舎等あり、境内二百三十五坪(官有地第一種)を有せり、明治四十年九月同所諏訪神社、水上神社、須吉神社、八幡神社を合併せり。

例祭日 七月十五日

會計法適用 明治四十一年九月十九日
指定年月日 縣令第八十二號

神饌幣帛料供進 明治四十一年四月八日
指定年月日 告示第百十六號
氏子戸數 六十七戸
崇敬者員數 三千五百人

○石川縣能登國鹿島郡相馬村大字瀬戸

郷社

瀬戸比古神社

祭神 速秋津比古命

應神天皇

當社は、延喜式神名帳に瀬戸比古神社と載せられ、同郡瀬戸比咩神社と並び稱せられて、往古より上下の崇敬、衆民の尊信極めて厚し、而して其の創立勸請の由來等に關しては、又古記録棟札寶物等に至る迄、天正年中の兵亂の際に悉く灰燼となりしを以て、今全く其の詳細を知るに由なし、明治十四年十一月廿六日郷社に列す、又相殿として應神天皇を祭祀せるは、明治四十年九月九日同所に鎮座ありし八幡神社を合併せられたるものなり。

建物は本殿、拜殿、社務所、幣殿、手洗所等にして、境内千六十八坪(官有地第一種)を有し、域内の老樹鬱蒼たる、寔に千古の跡をたゞへ、頗る古社として神寂たる境内也。

例祭日 四月十一日

會計法適用 明治四十一年九月十九日
指定年月日 縣令第八十二號

神饌幣帛料供進 明治四十一年四月八日
指定年月日 告示第百十六號
氏子戸數 九十九戸
崇敬者員數 未詳

○石川縣能登國鹿島郡熊木村大字宮前

郷社

久麻加夫都阿良加志比古神社

祭神 都奴加阿良斯止神